

(表)

様式第4のり (第4条、第5条関係)

給油取扱所構造設備明細書

事業の概要	石油販売業						
敷地	給油空地の間口、奥行			給油取扱所の敷地面積			
	間口	20.00	m	600 m ²			
	奥行	15.00	m				
建築物の給油取扱所の用に供する部分の構造	階数		建築面積		水平投影面積		
	2		200.0 m ²		300.0 m ²		
	壁	柱	床	はり	屋根	窓	出入口
	ブロック造	鉄骨造	鉄筋コンクリート造	鉄骨造	スレート造	防火戸(網入りガラス)	防火戸(自閉式)
建築物の一部に給油取扱所を設ける場合の建築物の構造	階数	延べ面積	建築面積	壁	柱	床	はり
		m ²	m ²				
上階の有無(給油取扱所以外)	有(用途)・無 (有の場合、屋根又はひさしの有無 有(m)・無)						
建築物の用途別面積	項目	床又は壁で区画された部分の1階の床面積		床又は壁で区画された部分(係員のみが出入りするものを除く。)の床面積(2階以上を含む。)			
	用途						
	第1号	0 m ²					
	第1号の2	0 m ²		50.0 m ²			
	第2号	150.0 m ²		m ²			
	第3号	50 m ²		m ²			
	第4号	0 m ²					
	第5号	0 m ²					
計	200 m ²		m ²				
周囲の塀又は壁	高さ 2m						

(裏)

固定給油設備等	項目	型式	数	道路境界線からの間隔	敷地境界線からの間隔
	設備				
固定給油設備		〇〇式 ABC-1199	3	8.0m	5.0m
固定注油設備		〇〇式 ABC-1199	1	12.0m	3.0m
附随設備の概要	洗車機 NOO-〇〇 1 台 リフト POO-〇〇 1 台 コンプレッサー C××-△△ 1 台				
電気設備	電気設備技術基準による				
消火設備	第4種粉末消火器 1 本、第5種粉末消火器 5 本				
警報設備	自動火災報知設備				
避難設備	なし				
事務所等その他火気使用設備	ガスコンロ 1 台				
排水設備等	油水分離槽 4 連 1 基				
タンク設備	専用タンク	SF 二重殻タンク 30 kl 2 基		可燃性蒸気回収設備	<input checked="" type="checkbox"/> 有・無
	廃油タンク等	2 kl 1 基		簡易タンク	なし
工事請負者住所氏名	〇〇市〇〇町〇〇丁××番 ××設備(株) 消防 太郎 電話〇〇—〇〇〇〇				

- 備考 1 この様式の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
- 2 建築物の一部に給油取扱所を設ける場合の建築物の構造の欄は、該当する場合のみ記入すること。
- 3 建築物の用途別面積の欄中「用途」とは、第 25 条の 4 第 1 項各号又は第 27 条の 3 第 3 項各号に定める用途をいう。
- 4 専用タンク、廃油タンク等又は簡易タンクにあっては、構造設備明細書（様式第 4 のホ又は様式第 4 のへ）を添付すること。

給油取扱所の構造設備明細書記載事項

- ① 「事業の概要」の欄は、例えば「自動車用燃料の給油販売等及びこれに伴うサービス業務を行う。」等と記入すること。

また、自動車用給油取扱所の場合は自己所有の車両のみに給油することを明確に記入すること。
- ② 「給油取扱所の敷地面積」の欄は、給油取扱所の用に供する部分の敷地面積を記入すること。
- ③ 「給油空地の間口、奥行」の欄は、自動車等に直接給油し、及び自動車等が出入するために必要な給油空地の間口（10メートル以上）及び奥行き（6メートル以上）を記入すること。
- ④ 「注油空地の間口、奥行」の欄は、灯油又は軽油を容器に詰め替え、又は車両に固定された容量4,000リットル以下のタンクに注入するための固定注油設備を設ける場合に必要な、注油するための間口及び奥行きを記入すること。
- ⑤ 「空地の舗装」の欄は、給油等する空地の舗装について記入すること。
- ⑥ 「建築物の給油取扱所の用に供する部分の構造」の欄
 - ア 屋外給油取扱所にあつては、給油取扱所の建築物の構造を記入する。
 - イ 建築物の一部に給油取扱所を設ける場合にあっては、給油取扱所の用に供する部分の構造を記入する。

なお、建築物の一部に給油取扱所を設ける場合の「階数」欄は、設置する階を記入する。

(例) 10階建ての1、2階部分
- ⑦ 「建築面積」の欄は、建築物の給油取扱所の用に供する部分の建築面積で、建築基準法施行令第2条第1項第2号の規定に準じて算定した面積を記入すること。
- ⑧ 「水平投影面積」の欄は、建築物の給油取扱所の用に供する部分の水平投影面積（ひさし、キャノピー等を含む。）を記入すること。
- ⑨ 「建築物の一部に給油取扱所を設ける場合の建築物の構造」の欄は、建築物の一部に給油取扱所を設置する場合、給油取扱所を含めた建築物全体の構造について記入すること。

なお、屋外給油所を設置する場合は、空欄となる。
- ⑩ 「上階の有無（給油取扱所以外）」の欄は以下のとおりとする。
 - ア 「用途」は、屋内給油取扱所の内、上階に給油取扱所以外の用途を有するものについては、消防法施行令別表第1の項及び用途を記入すること。

(例) (五) 項ロ（共同住宅）－3～5F
 - イ 「屋根又はひさしの有無」は、上階に給油取扱所の業務を有するものについてのみ、屋根又はひさしの有無及び有の場合その長さを記入すること。
- ⑪ 「建築物の用途別面積」の欄は、以下のとおりとすること。
 - ア 「第1号」の欄は、給油又は灯油の詰替えのための作業場（床又は壁で区画された部分に限る）のうち、1階の床面積を記入すること。

※ ポンプ室、油庫、コンプレッサー室等が該当する。
 - イ 「第1号の2」の左欄は、給油取扱所の業務を行うための事務所（床又は壁で区画された部分に限る。以下「事務所等」という。）のうち、1階の床面積を記入こと。

※ 事務室、販売室、会議室、応接室、更衣室、休憩室、当直室、倉庫、便所等が該当する。
 - ウ 「第1号の2」の右欄は、事務所等のうち、係員のみが出入りする部分を除いた部分の床面積（2階以上を含む。）を記入こと。

※ 会議室、更衣室、休憩室、当直室、倉庫等が該当する。

エ 「第2号」の左欄は、給油、灯油の詰替え又は自動車等の点検・整備若しくは洗浄のために給油取扱所に入出入りするものを対象とした店舗、飲食店又は展示場(床又は壁で区画された部分に限る。

以下13において「店舗等」という。)のうち、1階の床面積を記入すること。

オ 「第2号」の右欄は、店舗等の内、係員のみが入出入りする部分を除いた部分の床面積(2階以上を含む。)を記入する。

カ 「第3号」の左欄は、自動車等の点検・整備を行う作業場(床又は壁で区画された部分に限る。

以下15において「整備室等」と言う。)のうち、1階の床面積を記入すること。

キ 「第3号」の右欄は、整備室等のうち、係員のみが入出入りする部分を除いた部分の床面積(2階以上を含む。)を記入すること。

ク 「第4号」の欄は、自動車等の洗浄を行う作業(床又は壁で区画された部分に限る。)の床面積を記入すること。

ケ 「第5号」の欄は、給油取扱所の所有者、管理者若しくは占有者が居住する住居又はこれらのものに係る他の給油取扱所の業務を行うための事務所の床面積を記入すること。

※ 各右欄「床又は壁で区画された部分(係員のみが入出入りするものを除く。)の床面積」は、300㎡以下であること。

※ 【「水平投影面積」欄】－【「左欄計」欄】÷【「敷地面積」欄】－【「左欄計」欄】＝1/3を超える場合、屋内給油所に該当する。1/3以下である場合、屋外給油所に該当する。

⑫ 「周囲の塀又は壁」の欄は、例えば「構造」は「コンクリートブロック塀、壁又は鉄筋コンクリート造」、「高さ」は「2.0メートル」等と記入する。はめごろしとの有無を記載する。

⑬ 「付随設備の概要」の欄は、付随設備の種類及びその概要を記入すること。

⑭ 「電気設備」の欄は、その種別、型式、防爆仕様の有無等について記入すること。

⑮ 「消火設備」の欄は、例えば「第4種 粉末ABC消火器 2本」等と記入すること。

⑯ 「警報設備」の欄は、危険物の規制に関する規則第37条で規定する区分のうち、当該製造所・一般取扱所に設置したものを記入すること。

⑰ 「避難設備」の欄は、例えば「事務所1階避難口に誘導灯設置」等と概要を記入すること。

⑱ 「事務所等その他火気使用設備」の欄は、例えば「事務所にガスストーブ1台」等と使用場所、種類、台数の概要を記入すること。

⑲ 「タンク設備」の欄は、タンクの概要を記入すること。

(例)「地下タンク30キロリットル×2基(SF二重殻タンク)」、

「簡易タンク600リットル×2基」

※ 備考に記載のとおり、構造設備明細書(様式第4のハ、様式第4のニ又は様式第4のホ)を添付すること。

⑳ 「工事請負者住所氏名」の欄は、工事を請け負う法人の名称及び住所並びに工事責任者の氏名、電話番号を記入すること。